

環境配慮契約法基本方針検討会（第1回）（書面審議）における委員御意見の概要及び対応

資料番号	提出委員	御意見の概要	対応
資料2-1	秋鹿委員	「温室効果ガス削減目標の達成に向けた環境配慮契約法の役割（1頁）」について、2030年に日本全体で26%削減、政府として40%削減が目標になっているが、政府目標の対象範囲はどのようなものか？例えば海上自衛隊の艦船は対象範囲内か？	当該目標値の対象は、政府の各行政機関が行うすべての事務及び事業とされており、環境配慮契約法の対象はこれら全てを網羅しております。 なお、環境配慮契約法基本方針における船舶の調達に係る契約については、国等の調達する船舶について一般に対象としております。
	秋鹿委員	「1. 電気の供給を受ける契約（2頁）」について、国内の再エネ電力比率が高まってきている様子であり、また、石炭火力発電のCO2を削減する1方法として提案されているアンモニア混焼などの新技術について、電気事業者が利用する後押しとなるような制度とすることが効果的と考える。	温室効果ガス削減につながる取組については、電力専門委員会において、引き続き検討を進めてまいります。
	赤司委員	「2. 建築物に係る契約（3頁～4頁）」について、省エネルギー診断は非常に重要であり、この診断がしっかりと行われないと本来削減できるものが把握できない。また、BEMSを導入しても自動で省エネが実現できるわけではなく、BEMSにより得られたデータを分析する専門家が必要であるが、個々の専門家の知識・技術・経験のレベル差は非常に大きいことに課題がある。今後、民間に展開することも考えながら、適切な専門家を選定し、契約するための仕組み、それを後押しする施策などについて、しっかり検討していくことが必要である。	省エネ診断の実施、BEMSの導入を促進させるとともに、御指摘のとおり、それらを効果的に省エネにつなげる仕組みを検討してまいります。
	秋鹿委員	「3. 自動車の購入等に係る契約（5頁～7頁）」について、トップランナー基準は商品開発のベンチマークであるが、この動きに連動することは環境配慮契約においても無駄がなく、効果的と考える。	方針への御賛成、ありがとうございます。引き続き適切に検討してまいります。
	田中委員	「4. 産業廃棄物の処理に係る契約（8頁）」について、提案に賛成する。	方針への御賛成、ありがとうございます。引き続き適切に検討してまいります。
	秋鹿委員	「環境配慮契約法基本方針検討会中期スケジュール（案）（9頁）」について、国交省では水素燃料やアンモニア燃料などの船舶での活用を含め、産学官公連携で2050年までに国際海事のゼロエミッション化に向けたロードマップを発表している。現在、世界の大型船建造計画でも、再エネ水素などクリーンな水素から合成したアンモニア燃料などを利用する動きが起こっており、これらが実現すると、船舶について大幅なCO2削減につながることから、この動きを国交省と共有し、状況によっては環境配慮契約法へ導入する準備などできれば有効と考える。	新技術についても適切な情報収集に努めてまいります。
その他	原委員	環境配慮契約の締結実績（過去の推移も含め。）を細かく分析し、その問題点や解決策を検討していく必要がある。また、環境配慮契約による温室効果ガス削減効果を明確化できないか。	環境配慮契約の締結実績については、引き続き分析を行い、実施率の向上につなげる方策を検討してまいります。また、環境配慮契約による温室効果ガス削減効果の定量把握については、その手法等も含め検討してまいります。